

第 29 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 11 月 4 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 58 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 13 名 欠席者 3 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について

報告 第 4 号 一時転用の届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（13 名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
5 番	近藤 茂	6 番	井寺 知江子
7 番	成清 輝美	8 番	角 豊明
9 番	中村 浩章	11 番	城戸 慎吾
14 番	富安 春二	15 番	古賀 重満

16番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（3名）

10番 北原 良輝

12番 溝口 弘之

13番 城戸 孝行

会議に出席した事務局職員

事務局長 田中 幸裕

課長補佐兼担当係長 中村 敏和

午後1時30分 開会

○事務局

皆さんすいません、ちょっとまだお揃いではないんですけどもお時間になりましたんで始めさせていただこうかなと思います。よろしいですかね。それでは会議始まります前に申し訳ありません、机の上にちょっと置かせていただいておりますけども資料の差し替え、資料というか議案書の差し替えをお願い致します。4ページの方ですけれども、机の方に置かせていただいております。4ページの7項ですね。7項が議案書の方で漏れてましたので、すいません差し替えをお願い致します。解約がですね7項までになっております。よろしくお願ひします。よろしいですかね。はい、すいません。今からですね総会の方始めさせていただきますので、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただきますようによろしくお願ひ致します。会長、よろしくお願ひします。

○議長

皆さん改めましてこんにちは。大変お忙しい中出席いただきましてありがとうございます。ただ今から第29回農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日は10番の北原良輝委員、12番の溝口弘之委員、13番の城戸孝行委員が欠席でございます。

次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策として、出来るだけ短時間での総会となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員さんは議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議

案の審議に影響のない質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は、報告事項が4件、議案が6件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、14番の富安春二委員、15番の古賀重満委員をお願いを致します。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号から第4号について、続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願い致します。議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について でございます。

農地法の解約は1件でございます。経営移譲のため高江の田3筆を親子間で使用貸借されていたものですが、一定期間が経過したことから、農事組合法人へ利用権設定するための解約でございます。続きまして議案書の2ページをお願い致します。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について でございます。

利用権の解約は借人で、すみません、先ほど差し替えさせていただいた分も含めまして7件でございます。第1項、所在、熊野の田2筆、こちら解約の理由は借人の都合でございます。第2項、島田の田4筆と、ページ捲っていただきまして第3項の江口と西牟田の田、各1筆は耕作者を変更されるための解約でございます。第4項、四ヶ所の田1筆は転用のための解約、第5項、下妻の田2筆は水はけによる発育不良のための解約とされております。第6項は売買のための解約で、第7項は転用申請のための解約となっております。続きまして議案書の5ページをお願い致します。

○事務局

それでは議案書の5ページですね、

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について でございます。

第1項、所在、江口、地目は畑1筆、面積78㎡、申請人は筑後市江口の_____さん、転用事由は農業用施設用地です。令和4年10月18日に用途区分の変更で黄地になったところで、200㎡未満の農地は届出となっております。地図は1ページのところになります。はい、続きまして議案書6ページをご覧ください

報告第4号 一時転用の届出について です。

第1項、契約、使用貸借、所在、津島、地目は田1筆、面積833㎡、貸人は筑後市津島の_____さん、借人、津島の_____さん、申請事由は筑後広域公園の園路工事等における現場事務所及び駐車場として利用するとなっております。一時転用の期間がですね10月11日から令和5年の1月10日までとして、地図は2ページのところになります。県南公園のすぐ東側のところでございます。説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました、これで報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書は7ページをお願い致します。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項 氏名、_____さん、住所、久留米市三潴町、経営形態、牧草、面積915a、農業労働力合計3名でございます。こちらの方、筑後市西牟田の農地を取得されるためにですね、筑後市であっせん登録を受けられるという希望でございます。年齢の方は61歳でございます。第1号の説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりましたので、議案第1号について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第1号について承認することに賛成の方挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号基盤法の所有権移転でございます。第1項第2項共に推進機構への所有権移転でございますので一括して提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書8ページでございます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、久惠及び新溝、地目、田14筆、畑6筆、面積合計の30,766㎡、受人は福岡県農業振興推進機構、売買価格は全部で_____円でございます。続きまして第2項、所在、西牟田、地目、田1筆、面積1,355㎡、受人は同じく福岡県農業振興推進機構、売買価格は全部で_____円でございます。何れも特例売買事業による推進機構への所有権移転でございます。1項2項の説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりました。議案第2号第1項、第2項について、質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので一括して採決をとります。議案第2号、1項2項について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の10ページをお願い致します。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で 35 件でございますが、第 1 項のみご説明をさせていただきます。権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在、大字前津、地目、樹園地の 3 筆、面積計の 4,599 m²、利用権は賃貸借、貸人、大字前津の_____さん、借人、同じく前津の_____さん、利用目的は梨、借賃は反当りで_____円、期間は 5 年間でございます。続きまして集計でございます。議案書の 33 ページをお願い致します。括弧書きは中間管理事業分は今回ございません。左上の総計でございます。田が 67 件、面積 239,268.51 m²、畑 11 件、33,674 m²、合計 78 件の面積 272,942.51 m²でございます。内訳でございます。新規・再設定別では、新規が 5 件再設定が 73 件、通年・期間借地の別は通年が 61 件の期間借地が 17 件、小作料納入別は、金納 42 件物納 11 件耕起代掻 17 件使用貸借 8 件。貸借期間別でございます。1 年が 8 件 2 年が 2 件 3 年が 3 件 4 年が 2 件、5 年 48 件 10 年 15 件となっておりますが、解約の理由、5 年 10 年以外の理由はですね、機構まで、例えば 1 年未満でされる部分とかで、1 年が 8 件ございますけども、こちらについては推進機構で手続きをされるための、ちょっと繋ぎの期間として今回された部分、あとその他の年数は、他の契約期間と合わせるためとか、あと相続手続きがあるために今後ですね、その手続きをしなくちゃいけないのでこういった期間にするというような理由で出していただいております。議案第 3 号の説明は以上でございます。

○議 長

説明が終わりました。議案第 3 号について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第 3 号について承認することに賛成の方挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第 4 号、農地法の 3 条でございます。本日の案件は 2 件でございます。それでは第 1 項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書 34 ページをお願い致します。

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について でございます。

第 1 項、契約、売買、所在、鶴田、地目、畑 1 筆、面積 928 ㎡、渡人、大字鶴田の _____ さん、受人、同じく鶴田の _____ さん、申請事由は渡人が徐々に農地を処分されていることから、売買されるものでございます。売買価格は総額で _____ 円、作物は露地野菜を予定されております。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

第 1 項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいま事務局の説明のとおりです。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第 1 項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。第 1 項について許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第 2 項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第 2 項、契約、贈与、所在、上北島、地目、田 4 筆、面積合計で 824 ㎡、渡人、大字水田の _____ さん、受人は大字上北島の _____ さん、こちら小作してある受人へ譲渡されるものでございまして、所有される田を今回全て処分されるものでございます。贈与後の作物は水稻を計画されてございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいま事務局より説明があったとおりでございます。もう一つ付け加えますと、この土地は、この____さんという方しか作ってないところで、周りから入れないような状態でございます。で、この方に譲るということでできますので審議の方よろしくお願ひします。

○議 長

それでは説明が終わりました。第2項について質問のある方はどうぞお願ひ致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願ひ致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第5号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は3件でございます。それでは第1項について提案致します。事務局の説明をお願ひします。

○事務局

はい、議案書35ページをご覧下さい。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について です。

第1項、所在、常用、地目、田1筆、面積1,058㎡、申請人は、筑後市常用の____さんの相続人で____さん、同じく相続人の____さん、申請事由は一時転用で農地改良、田を畑にされます。場所の確認をお願ひします。地図の3ページをご覧下さい。(地図により位置説明)こちらの農地は広がりのある農地で第1種農地と判断しております。現状としましては耕作放棄地になっておりますけれども、農地改良後は麦・大豆等の作物を作られる計画です。改良工事の期間が一時転用の期間で、令和5年1月20日から3月31日までというふうになっております。この____さん____さんは同じ住所に住んでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願ひします。

○担当委員

今内容につきましては、今事務局から説明があったとおりです。で、場所については3ページですが、今回八女瀬高線のところでですね、道路で分断されて残地のところが作りにくいちゅうことで地上げをされるということですので、審議方よろしくお願ひします。

○議 長

説明が終わりました。第1項について質問のある方はどうぞお願ひ致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第5号第1項について承認することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願ひします。

○事務局

はい、第2項、所在、前津、地目、樹園地3筆、面積合計885㎡、申請人は、筑後市羽犬塚の_____さん、転用事由は共同住宅建設です。場所の確認をお願ひします。地図の4ページをお願ひします。(地図により位置説明)共同住宅2棟8戸の計画となっております。北側のちょっと狭い方ですね、1棟2戸、それと南側のちょっと広いところが1棟で6戸の計画でございます。こちらの農地は用途地域、第3種農地になり原則許可のところですので。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願ひします。

○担当委員

ただいま事務局の説明とおりです。審議の方よろしくお願ひします。

○議 長

それでは説明が終わりました。第2項について質問のある方はどうぞお願ひ致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第5号第2項について承認することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書36ページをご覧ください。第3項、所在、和泉、地目、田6筆、畑1筆、面積合計5,490㎡、申請人は筑后市和泉野口土地区画整理組合理事長_____さん、転用事由は宅地造成、道路整備です。今回は農地の使用収益権が仮換地の指定により効力が発生する日から土地区画整理組合の管理下になるため、所有者ではなく組合の理事長で申請されるということになります。場所の確認をお願いします。地図の5ページをお願いします。9月に許可をいただいたところの西側の農地ということになります。こちらの農地は用途地域で第3種農地、原則許可のところでございます。備考欄にですね、申請農地、所有者の住所氏名を記載しています。1件未同意者があったと思いますがその方についてはですね、代替地の農地を提案されて同意に向けて前進しているという状況でございます。そちらの作られている農地の近くを代替地として提案されているということでございます。場所は全然違う南の方、南部の方を提案されているということでございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいま事務局の説明どおりであります。地図は5ページについております。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりました。第3項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第5号第3項について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございますが、本日の案件は13件でございます。それでは第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の37ページですね、をお願いします。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について です。

第1項、契約、売買、所在、下北島、地目、田1筆、畑5筆、面積合計4,099.61㎡、渡人は筑後市羽犬塚の_____さん、久留米市津福本町の_____さん、受人は、福岡市博多区の株式会社_____代表取締役_____さん、申請事由は建売分譲住宅建設、特定条件付売買予定地17棟となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページをご覧ください。（地図により位置説明）こちらの農地区分は10ha以上の広がりのある農地で第1種農地、申請地の南側及び東側に住宅があり、集落接続可能により1種の例外規定に該当するため許可可能のところでございます。令和4年8月4日に農振除外が完了しております。3,000㎡を超える開発のため許可は開発と同時許可になります。土地の価格は総額の_____円、坪単価の約_____円。説明は以上でございます。

○議長

第1項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただきます。それでは第1項の申請人の入室をお願いします。

【申請人 入室】

本日は大変お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介を致します。申請人であります株式会社_____の_____様と株式会社_____の_____様でございます。申請人におかれましては委員からの質問がありましたらご起立していただいて簡潔なご答弁をお願い致します。申請人に質問のある方はどうぞお願い致します。どうぞ。

○委員（5番）

御社ですね、ホームページを拝見させていただきまして、24年の9月に・・・されておりますですね、そして事業内容がですね、不動産業とか建築業とかですね、飲食とか、オール電化、太陽光、リフォームとか幅広く行っておられるようですけどね、

メインというのはやっぱり不動産、建築、どちらですか。

○申請人

いいですか。(どうぞ。) 質問ありがとうございます。メインは不動産業になりました、それに伴ってですね、その販売した住宅のところにソーラーパネルとかお客さんから言われたら、全部、オール電化ですね、もできますよっていうところで、提案させていただいております。

○委員(5番)

あと割合からいえばどれくらい。

○申請人

まあ、不動産業が7割8割ですね。(はい分りました。)

○議長

他にございませんか。(はい。) どうぞ。

○委員(14番)

貴社についてちょっとお尋ねします。現在ですね、筑后市近郊、又はですね、福岡県内におけるですね、宅地分譲の実績、また、現在農地転用をされている事案がありましたらですね、良かったら教えて下さい。よろしく申し上げます。

○議長

どうぞ。

○申請人

はい、ありがとうございます。今現在ですね、今回筑後の方がですね初めてやらせていただいておりますので、農地転用は他にはございません。(わかりました。)

○議長

他にございませんか。(はい。) どうぞ。

○委員(15番)

私あの、この下北島の近くに住んでおる者ですけど。この十数年このような状態になってると思いますけど、これの今度ブロックされる高さとかですね、雨水関係の排水、それとか下水関係の整備はどうなってるのかですね。その辺を教えてもらいたいですけど。

○申請人

どうも、設計を担当しております中島でございます。先ず下水道に関しては、東側に市道がございまして、そこに下水の本管がありますのでそちらに繋いで排水をするという形をとっています。それから雨水に関しては、西側の方に水路、筑後市の水路がございまして、そちらの方に放流をすると、で一応開発基準を満たした流量計算等を行っております、それに則った断面の構造とかそういったものをちゃんと考えて排水の計画はしているところでございます。あと周囲には全部ブロック塀を用いまして、そこから雨水の流出はしないような設計ということで、開発基準に則った設計をしておりますので、その点をご報告したいと思います。以上でございます、よろしくお願い致します。

○議長

いいですか、他にございませんか。どうぞ。

○委員（5番）

あの、もう1点伺いたいと思いますけど。今回特定売買条件付きの分譲地販売ということですけどですね、筑後市では2年ほど前にですね、建売をですね、数十棟ですね、許可の申請があつて結果的には数件しかですね販売できなかったというですね、事例があるわけですよ。それであの特定建築条件付売買ということになりますとですね、売れ残りはですね業者の方がですね建売を建てて販売っていうことはもう十分ご存知だと思いますけどですね、こういう事例もありますからですね、その辺は十分ですね注意をしていただきたいと思います。（はい。）

○議長

いいですか。他にございませんか。

○委員（5番）

もう一回、それとですね。一応あの、今回、条件付きの売買ということになりますけれどもですね。どう言ったらいいですかね。2年前の事も何回も申し上げますけどですね、もう一つはですね。これはもうよろしいです。そしたら。（いいですか。）はい。（他に質問はございませんか。）言うていいかな。（はい、なら言うて下さい。）もしですね、建売、土地の購入者とですね、あの契約をですね、まああの土地の販売者とですね、契約を結ばないかんですよ。許可申請以降ですね。（はい。）すと、お宅の場合は今話がありましたけど、不動産業がですね、一応7割から8割ということですけどですね。結局は後の建設というか建築はですね、一応あのお宅がされなくてで

すね、他の建築業者とですね、契約を結ばれるということですか。そうするとその場合にですね、一応あの地元の建設業者さんを活用されるということですかね。

○申請人

一応、今のところですね、ハウスメーカーさんに卸すのかっていう、そこら辺も含めて全て検討させていただいておりますので。(まだ検討中ということですね。) まだ検討段階ですね。

○委員(5番)

はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長

いいですか。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

○議長

それでは他に質問がないようですので、申請人にはここで退席をしていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

【申請人 退室】

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今説明のあったとおりでございます。審議のほどよろしくお願い致します。

○議長

それでは第1項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第1項について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、贈与、所在、長浜、地目、畑1筆、面積477㎡、渡人、筑後市長浜の_____さん、受人は、久留米市東合川の_____さん、親子の関係になり

ます。申請事由は宅地造成一般住宅1戸となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページでございます。(地図により位置説明)用途地域、第3種農地になります。用途地域は造成のみでの転用が認められているところで、原則許可になります。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局から説明があった通りでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長

それでは説明が終わりました。第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第2項について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書38ページをご覧ください。第3項、契約、使用貸借、所在、前津、地目、畑1筆、樹園地1筆、面積合計の598㎡、貸人、筑后市前津の_____さん、借人は、同じく筑后市前津の_____さん、親子でございます。申請事由は農業用倉庫建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページでございます。

(地図により位置説明)10ha以上の広がりのある農地です。ね第1種農地となります。用途区分の変更で、青地を黄地にしており農業用倉庫は建設可能となっております。こちら見てもらうとですね、北側は既に倉庫が建設されておりますけれども、ちょっと、まあ、無断で建てたということで、今回、転用申請をしていただいて、追認するというので農林事務所とですね、協議済でございます。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。地図は8ページに付いております。審議の方よろしく申し上げます。

○議 長

それでは説明が終わりました。第3項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第3項について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第4項、契約、使用貸借、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積合計の549㎡、貸人は筑後市前津の_____さん、借人は筑後市前津の_____さん、夫婦でございます。申請事由は農産物販売所建設及び駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の9ページでございます。(地図により位置説明)10ha以上の広がりのある農地で第1種農地、農産物販売所はですね1種農地の例外規定、その地域で生産される農畜産物の販売を行う施設で、農家自ら設置する施設が該当するというにより許可可能となっております。こちらの農産物販売所は市道拡幅による用地買収でですね、現在設置されている販売所ですね、こちらの申請農地の直ぐ上に_____さんって書いてあると思いますけど、そちらの方にですね、ほぼ3分の2ほどかかるということのためもう取り壊されるということですのでですね、南側の農地に移転をされるということでございます。こちらの農地は_____さんが令和4年3月7日の総会で説明して承認いただいておりますが、道路拡幅のための代替地であり、3年3作は経過しておりませんが今回承認をお願いするものでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。地図は9ページにのっております。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりました。第4項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積合計の1,928㎡、渡人は筑後市前津の_____さん、受人は久留米市荒木町の株式会社_____さん、申請事由は建売住宅7棟となっております。場所の確認をお願いします。地図の10ページをご覧ください。(地図により位置説明)この農地は10ha以上の広がりのある農地で第1種農地、南側にですね住宅が広がっており集落接続により一種の例外規定、許可可能、令和4年3月9日農振除外が完了しておりますところでございます。土地の価格は総額の_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。が、一つだけちょっと付け加えたいのは、さんは前回も出されてるのを売買状況をどうだったかそういうところをもう一度説明をお願いします。

○事務局

_____さんは先月5条の変更でですね、承認をいただきましたけれども、いわゆる過半要件につきましてはですね、変更を出されたことで工期も変更になりましてですね、今回の案件が申請できるようになったところでございます。詳しく計算すると

今度の許可日までに、建ち上がるべき5条変更のやつが0.4いくつになるので四捨五入するとゼロになるということですので、該当するということでございます。以上です。

○羽犬塚（城戸 慎吾君）

はい、説明どおりであります。地図は10ページにあります。審議の方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは説明が終わりました。第5項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第6項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、贈与、所在、前津、地目、畑1筆、面積370㎡、渡人は筑后市前津の_____さん、受人は大牟田市宝坂町の_____さん、親子の関係になります。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の11ページです。（地図により位置確認）10ha以上の広がりのある農地で第1種農地、東側から北側にですね住宅が広がっておりますので集落接続により第1種農地の例外規定に該当するため許可可能でございます。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明であります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議 長

説明が終わりました。第6項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第7項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書39ページをご覧ください。第7項、契約、売買、所在、西牟田、地目、田1筆、面積1,155㎡、渡人は筑後市西牟田の_____さん、受人は八女市大島の_____さん、申請事由は貸家住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の12ページです。(地図により位置説明) 駅から概ね500m、概ねは1割ですので550mまでにある農地は第2種農地という区分になります。貸家は過半要件には当たりません、かつ、先月の建売住宅1戸は建築工事が始まっていないため、こちらも過半要件に該当しないということで申請可能となっております。土地の価格は総額円、坪単価の約_____円、こちらの農地はちょっと耕作放棄地になっておるところでございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりでございます。審議方よろしくお願い致します。

○議長

説明が終わりました。第7項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第7項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に第8項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第8項、契約、売買、所在、北長田、地目、畑1筆、面積734㎡、渡人、筑後市北長田の_____さん、受人、筑後市上北島の_____さん、申請事由は自己住宅建設

となっております。地図の13ページをご覧ください。(地図により位置説明) 10ha以上の広がりのある農地、第1種農地で周囲に住宅があることから集落接続可能により、第1種農地の例外規定に該当することから許可可能となっております。土地の総額は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局のご説明どおりです。地図は13ページにあります。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりました。第8項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第8項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第9項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第9項、契約、賃貸借、所在、津島、地目、田1筆、面積5,408㎡のうち支柱の面積4.77㎡、貸人は、大川市下林の_____さん、借人は久留米市三潞町の株式会社_____、申請事由は営農型太陽光発電設備49.5kwが7基となっております。地図の14ページをご覧ください。(地図により位置説明) 一時転用の取扱いになりまして、許可期間はですね3年のため今回更新というふうになります。太陽光パネルの下部の作物はレンゲソウ、周囲はフェンスに囲まれ定期的に周囲も除草等の管理がなされているところでございます。収量がですね前年の8割以上の必要性がありますけれども、過去3年間はですねクリアはされているところでございます。先日、地元の地区担当の_____委員さんと、種まきについてですね、一緒に現地を立会いをしてきたところでございます。収穫は4月を予定されております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9項につきまして事務局の説明どおりです。地図は14ページです。審議のほどよろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりました。第9項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

○委員(11番)

すいませんちょっと。11番の城戸ですけれど、内の4.77㎡が内容ですか。全部ですか。(どうぞ。)

○事務局

支柱の面積が、(支柱だけの、今回ののは。)そうです。営農型の場合はですね、その支柱の面積が、(かかっている部分じゃなくて。)そうです、そうです。上のパネルではなくて支柱の柱の部分ですね。(だけを計算、合算したのがこれだけの面積。)それだけになるということになっております。(分かりました、すいません。)

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第9項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第10項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第10項、契約、使用貸借、所在、尾島、地目、田1筆、面積261㎡、貸人は筑後市尾島の_____さん、借人は北海道恵庭市の_____さん、親子、まあ娘婿の関係になります。申請事由は自己住宅建設です。場所の確認をお願いします。地図の15ページです。(地図により位置説明)住宅に囲まれた農地で、松永川で分断をされているためですね、第3種農地、原則許可のところとなっております。一体利用地として29.40㎡、申請地の直ぐ北側にですね、緑色で書いておる所、宅地で進入路になり

ます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

10項につきまして、事務局の説明どおりです。地図は15ページです。審議のほどよろしくお願ひ致します。

○議長

それでは説明が終わりました。第10項について質問のある方はどうぞお願ひを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第10項について承認することに賛成の方、挙手をお願ひ致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第11項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書40ページをご覧ください。第11項、契約、売買、所在、井田、地目は田1筆、面積は32㎡、渡人は筑後市井田の_____さん、受人は筑後市井田の_____さん、申請事由は進入路整備です。場所の確認をお願いします。地図の16ページでございます。(地図により位置説明)周囲を宅地等に囲まれた農地で第3種農地、原則許可のところですね。一体利用地としてですね、申請地の東側に緑色の台形みたいなのところがありますけれど、これが地目が池沼28㎡があります。こちら受人の_____さんはですね、会社を辞めて後継者となられてですね、早速、大型の農機具を運転されたところ、カーブを曲がり切れず申請農地にですね、ちょっと転落されたそうなので、ちょっと進入路として計画されたものでございます。自宅への進入路も兼ねていることから今回5条申請を指導をさせていただいたもので、土地の総額は_____円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

暫時休憩します。

【休憩】

休憩前に引き続き会議を開きます。担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11項につきまして事務局の説明どおりでございます。地図は16ページです。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりました。第11項について質問のある方はどうぞお願いを致します。どうぞ。

○委員(1番)

1番の吉田です。ちょっと池沼が一体利用地になってるんですが、この池沼の所有者ちゅうのはないんですかね、ちょっとわからんからお尋ねです。(はい、どうぞ。)

○事務局

所有者は同じく_____さんになっております。

○委員(1番)

はい。(いいですか。) はい、良かです。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第11項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第12項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第12項、契約、売買、所在、四ヶ所、地目、田1筆、面積505㎡、渡人、筑後市四ヶ所の_____さん、受人は同じく筑後市四ヶ所の_____さん、申請事由は資材置場です。場所の確認をお願いします。地図の17ページです。(地図により位置説明) 10ha以上の広がりのある農地で第1種農地、集落接続によりですね第1種農地の例外規定により許可可能となっております。受人のですね_____さんはですね、直

ぐ申請地の北側、こちら_____さんと書いてありますけれど、こちらにお住まいでございまして_____というのを営んでおられます。まあ、見ていただくと分るように資材置場ほとんど無いためですね、今回申請に至ったものでございます。土地の総額は_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明のとおりであります。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりました。第12項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第12項について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、第13項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第13項、契約、使用貸借、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積158㎡、貸人、筑後市西牟田の_____さん、借人は同じく筑後市西牟田の_____さん親子になります。申請事由は自己住宅建設です。場所の確認をお願いします。地図の18ページです。(地図により位置説明)住宅に囲まれた農地で第3種農地、原則許可のところになります。一体利用地として申請農地の北側の宅地137.17㎡、現在ここはですね倉庫が建っておりますけれども、解体したのちにですねこちらの方にお家の方建てられる予定でございます。ただあの、北側にお家の方を建てられる関係でですね、駐車場は直ぐこのお父さんが住んでる、_____って書いてある、_____さんところのすぐ北側に実はこう駐車場がありまして、車はこちらの方に停められるそうでございます。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

申請事業につきましては、事務局の説明のとおりです。位置図はですね18ページになります。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりました。第13項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第13項について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

本日の案件は、これですべて終了致しました。

これをもちまして第29回農業委員会を閉会致します。

午後2時58分 閉会